

移動手段に“タクシー”をご利用ください



大豊町通院タクシー制度

問い合わせ先 地域福祉課 福祉介護班

町内に住所と居住地がある方を対象に、町内医療機関を受診した帰りのタクシー料金の一部を助成します。

利用していただくと、片道のタクシー料金の自己負担が500円となります。(それ以上の金額は町が助成をします。)ただし、買い物などの個人的な寄り道区間や待ち時間の料金は、500円に上乗せされて利用者の負担となりますので、ご注意ください。また、労働者災害補償保険などによる通院は対象外です。

【対象医療機関】 大田口医院、高橋医院、大杉中央病院、秋山歯科診療所

【利用できるタクシー会社】 大杉ハイヤー、大豊ハイヤー、豊永観光

【助成区間】 医療機関から自宅までの帰りの片道区間

【利用方法】

①対象医療機関を受診後、お帰りの際に、受付で「通院タクシー助成券」を発行してもらいます。

②タクシーに乗った際に、「助成券」を運転手に渡します。

③タクシー料金の支払いの際には、助成券1枚につき500円を負担します。



大豊町福祉タクシー制度

問い合わせ先 地域福祉課 福祉介護班

障害のある方が通院や、その他社会的活動にタクシーを利用する場合に、料金の一部をタクシーチケットで助成します。

【対象者】 町内に住所があり、次のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳の交付を受け、1～3級に該当する方

② 療育手帳の交付を受け、A1～2に該当する方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1～2級に該当する方

【利用できるタクシー会社】 天坪観光、大杉ハイヤー、大豊ハイヤー、豊永観光

【申請方法】 各種手帳と印鑑をご持参のうえ、役場本庁または総合ふれあいセンターにて申請してください。

【助成額】 申請月から年度末までの月数に3を乗じた枚数(1枚500円、最大36枚)

..

..

.....



乗合タクシーをご利用ください！

問い合わせ先 総務課 企画財政班

町民の方を対象に、乗合タクシーを運行しています。事前予約が必要です。

【運行日】 毎週月～金曜日（祝日を除く）

【運行するタクシー会社】 大杉ハイヤー、大豊ハイヤー、豊永観光のいずれか

※2週間にわたり運行する会社が変わります。広報誌内「ゆとりすとカレンダー」右端に、運行当番表を掲載していますので、ご確認ください。

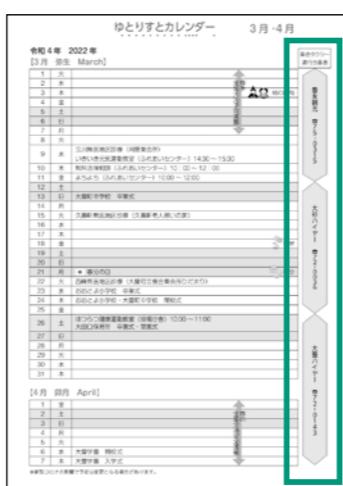
【利用方法】

①利用日の前日午後5時までに、運行当番のタクシー会社へ電話予約をする。

②利用当日は、乗車時間に遅れないよう、乗り場でお待ちください。

【利用料金】

行先	利用者の負担
役場庁舎周辺（町内）	片道500円／往復1,000円
総合ふれあいセンター周辺（町内）	片道500円／往復1,000円
早明浦病院・嶺北中央病院周辺	片道1,000円／往復2,000円
J.A高知病院・高知日赤病院 高知大学医学部附属病院	片道2,000円／往復4,000円



▲乗合タクシー運行当番表は「ゆとりすとカレンダー」ページの右端の欄をご覧ください。

お家の安全は、地域の安全です！

大豊町では、地震などの災害に備えて、木造住宅やブロック塀に対する補助事業を行っています。お家の安全を確保するために、ぜひご活用ください。

問い合わせ先 住民生活課 環境水道班

木造住宅の耐震診断

⇒古い基準で建てられた木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定された場合は、耐震改修などの補助金も利用できます。

【対象】

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、2階以下の建物、かつ、現在居住中の建物

【補助内容】

事業名	補助金額
木造住宅 耐震診断	自己負担 3,000円
木造住宅 耐震改修設計	補助対象経費の額または、1棟当たり305,000円の少ない方の額（上限305,000円）
木造住宅 耐震改修工事	補助対象経費の額または、1棟当たり1,000,000円の少ない方の額（上限1,000,000円）

家具等安全対策支援事業

⇒住宅内の家具やガラスなどに対する安全対策工事について、補助金が利用できます。

【対象】

地震に対する安全性の向上を目的として実施する、登録工務店が行う安全対策工事
※申請者個人が購入して取り付けたものは補助の対象外です。

【補助内容】

事業名	補助金限度額
家具等安全対策 支援事業	補助対象経費の額または、1戸当たり32,000円の少ない方の額（上限32,000円）

※ガラスの飛散防止については、下の①、②の両方に該当するものが補助対象です。

- (1) 工事を実施するガラスが、「合わせガラスなどの飛散のおそれのないもの」ではない。
(2) 飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JIS A 5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満たすものである。

ブロック塀の耐震対策

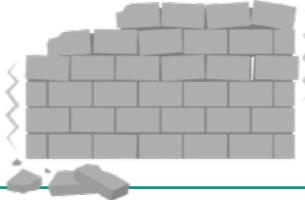
⇒危険性が高い既存コンクリートブロック塀などの撤去または安全な塀などへ改修する費用の一部を補助します。

【対象】

補助要綱の点検表で、危険性の高いコンクリートブロック塀などと判断されたもので、かつ緊急輸送路または避難路に面しているブロック塀

【補助内容】

事業名	補助金限度額
ブロック塀等 耐震対策事業	補助限度額 205,000円



老朽住宅の除去

⇒地震などによる家屋倒壊や、災害時に多くの地域住民の避難を妨げる恐れがある、老朽化した木造住宅を取り壊す費用の一部を補助します。

【対象】

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、公道に接しているなどの条件とあわせて、国の「住宅の不良の判定基準表」による採点で合算された評点100以上の建物

【補助内容】

事業名	補助金限度額
老朽住宅除去	工事費に対して1/2 (上限500,000円)

